

九州国際大学における敷地内全面禁煙に関する方針

2018年7月25日に健康増進法の一部を改正する法律が公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、「学校・病院・児童福祉施設等、行政機関」では敷地内禁煙が原則義務づけられました。

九州国際大学は、快適な学習・職場環境づくりを推進していくために、2019年7月1日より敷地内全面禁煙（特定屋外喫煙場所を除く）とします。

【根拠と動向】

世界的に多くの国で受動喫煙防止関連法が制定され、喫煙に対して厳しい規制を課しています。喫煙は喫煙者自身の健康を害するだけでなく、受動喫煙により非喫煙者の健康にも重大な害を与えます。分煙では受動喫煙を完全に防ぐことはできません。特に、多くの人々が利用する施設において喫煙を禁止することにより、全ての人の健康確保と環境を提供するように、日本国内だけでなく世界規模で変化しています。

【健康増進法の一部を改正する法律の施行】

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定められました。大学は、第一種施設として敷地内禁煙と位置づけられました。

在学生、教職員並びに本学来訪者、地域の方々その他大学関係の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和元年7月11日

九州国際大学 学長